

令和9年度 奥州市 保育施設等利用のしおり

申し込みの前に、必ずこのしおりをよく読み、内容を確認したうえで必要書類をご提出ください



おうしゅうたろう

2・3号用

担当窓口

【水沢地域】本庁 保育こども園課

TEL : 0197-34-1634

【江刺地域】江刺総合支所 健康福祉グループ

TEL : 0197-34-2530

【前沢地域】前沢総合支所 市民福祉グループ

TEL : 0197-34-0277

【胆沢地域】胆沢総合支所 健康福祉グループ（健康増進プラザ悠悠館内）

TEL : 0197-46-2977

【衣川地域】衣川総合支所 市民福祉グループ

TEL : 0197-34-2367

1. 教育・保育給付認定と利用できる保育施設等について

保育施設等を利用するためには、教育・保育給付認定を受ける必要があり、次のとおり年齢や利用する保育施設等によって認定区分が異なります。なお、新規で保育施設等の利用を希望する場合は、教育・保育給付認定申請の手続きと、保育施設等への入所申し込みの手続きを同時に行います。

対象年齢	利用できる保育施設等	認定区分		保育を必要とする事由
満3歳以上	・幼稚園 ・認定こども園（幼稚園分）	1号認定	教育標準時間	不要
	・保育所 ・認定こども園（保育所分）	2号認定	・保育短時間 または ・保育標準時間	必要
満3歳未満	・保育所 ・認定こども園（保育所分） ・地域型保育事業	3号認定		

【利用できる保育施設等まとめ】

種類		対象	内容や特徴
地域型保育事業	小規模保育事業 家庭的保育事業	0歳児～2歳児	保育所（原則20人以上）より少人数の単位で0歳児～2歳児の子どもを保育する事業
			（定員6～19人）家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う
			（定員1～5人）一人ひとりにきめ細やかな保育を行う
保育所	認定こども園（保育所分）	0歳児～5歳児	就労などのために家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設
認定こども園（幼稚園分）			幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設
幼稚園		満3歳～5歳児	小学校以降の教育の基礎をつくるため、遊びを中心とした幼児期の教育を行う施設

【令和9年度（2027年度）年齢別クラス早見表】

クラス	生年月日
0歳児	令和8年4月2日生まれ ～
1歳児	令和7年4月2日生まれ ～ 令和8年4月1日生まれ
2歳児	令和6年4月2日生まれ ～ 令和7年4月1日生まれ
3歳児	令和5年4月2日生まれ ～ 令和6年4月1日生まれ
4歳児	令和4年4月2日生まれ ～ 令和5年4月1日生まれ
5歳児	令和3年4月2日生まれ ～ 令和4年4月1日生まれ

2. 保育を必要とする事由と保育時間について

2、3号認定を受けて保育施設等を利用する（保育を受ける）ためには、保護者のいずれもが、下表にある事由のいずれかの事由に該当することが必要です。

保育を必要とする事由		内容	保育時間（※1）
①	就労	月48時間以上の就労をしている場合	短時間
		月120時間以上の就労をしている場合（※2）	標準時間
②	妊娠・出産	妊娠中または出産間もない場合（出産予定日の8週間前（多胎は14週間前）の日の属する月の初日から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで）	標準時間
③	疾病・障がい	傷病の療養を要する場合や、心身に障がいがある場合	標準時間
④	介護・看護	同居の親族等を常時介護・看護している場合	標準時間
⑤	災害復旧	災害による被害を受け、その復旧にあたっている場合	標準時間
⑥	求職活動	（起業準備を含む）求職活動を継続的に行っている場合（入所期間は、最長90日間）	短時間
⑦	就学	大学、専門学校、職業訓練校などに通っている場合	標準時間
⑧	虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	標準時間
⑨	育児休業	育休取得中に、すでに保育施設等で保育を受けているきょうだいがいて、継続利用が必要な場合（入所期間は、最長1年間）	短時間
⑩	その他	上記に類する状態として市長が認める場合	標準時間

（※1）保育時間の認定は、標準時間（最大11時間）と短時間（最大8時間）に区分され、原則として短時間認定の利用時間は、8：30～16：30です。（以下の例外を除く）

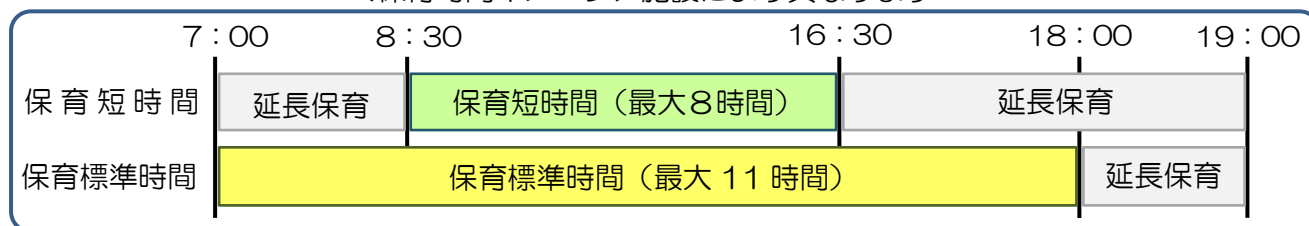
- ・例外① ひがし幼稚園 7：30～15：30
- ・例外② ニコニコ保育園水沢 8：00～16：00

なお、認定内容の変更は月単位となるため、月途中で短時間認定 ⇄ 標準時間認定の変更をすることはできません。例えば、求職活動中（短時間認定）の保護者が、月途中から就労開始したとしても、短時間認定の利用時間を超える保育を利用した場合は延長保育となり、その月は別料金（自己負担）が発生します。

（※2）月120時間未満の就労であっても、勤務時間によっては標準時間認定が可能です。

例：5時間×20日＝月100時間の勤務だが主なシフトが12：00～17：00の場合 など

＜保育時間イメージ＞施設により異なります



・保育施設等の利用は、原則として保育を必要とする事由に該当する日、時間帯のみ可能です。仕事が休みの日は家庭保育をするなど、実態に応じた利用にご協力ください。

3. 申し込みの流れについて

●事前相談と保育施設等の見学

- ・世帯の状況等によって必要書類が異なりますので、担当窓口へ事前相談にお越しください。
- ・事前相談と並行して、希望する保育施設等へ直接お問い合わせのうえ見学をしてください。



●申し込み書類の提出

- ・事前相談のときにご案内した必要書類一式を揃えて、担当窓口へご提出ください。
- ・郵送事故等の責任は負いかねますので、直接ご持参いただくことをお勧めします。
- ・必要書類に不備や不足があった場合は受付できない場合があります。そのため、入所調整は先着順ではありませんが、締め切りに余裕をもってご提出いただくことをお勧めします。



●利用調整

- ・奥州市保育所等利用調整基準（23ページ記載）に基づき、入所施設を調整します。



●結果連絡（通知文書の送付に先立って電話による連絡をすることがあります）

- ・【入所内定の場合】保育所等入所承諾書（保育所等利用調整結果通知書）を送付します。
- ・【入所保留の場合】保育所等入所等保留通知書を送付します。



●保育施設等との面談など

- ・【4月入所の場合のみ】保育施設等から連絡がありますので、お待ちください。
- ・【5月入所以降の場合】保護者から保育施設等へ連絡をしていただき、面談などの手続きを進めてください。



●利用開始

- ・保育施設等との面談などを経て、利用が開始されます。
- ・入園式や、ならし保育等については、保育施設等によって異なりますので、詳しくは利用する保育施設等へお問い合わせください。



内定

●入所保留

- ・希望する場合は、翌月以降も利用調整の対象となります。（当該年度の3月入所まで）
- ・意向確認のための書類をご提出ください。（保育所等入所等保留通知書に同封します。）

4. 申し込みのスケジュールについて

●令和8年度入所分

入所希望月（※1）	受付開始	申し込み締め切り（※2）	結果連絡のめやす
令和9年1月	令和8年11月16日	当初：令和8年11月30日（月）	令和8年12月17日
令和9年2月		最終（1月）：令和8年12月10日（木） "（2月）：令和9年1月12日（火）	令和9年1月19日
令和9年3月		"（3月）：令和9年1月12日（火）	令和9年1月29日

（※1）入所は毎月1日付けとなります。

（※2）最終締め切りまで受付はしますが、当初締め切りまでに申し込みをした方が優先されます。

なお、1月～3月入所希望の場合は、同時に、翌年度の4月入所分もお申し込みください。

●令和9年度入所分

入所希望月	受付開始	申し込み締め切り	結果連絡のめやす
令和9年4月 【一次調整】	令和8年11月16日	令和8年11月30日（月）	令和9年2月上旬 （通知発送）
令和9年4月 【二次調整】	令和8年12月1日	令和9年1月29日（金）	令和9年3月上旬 （通知発送）
令和9年4月 【三次調整】	令和9年2月1日	令和9年3月10日（水）	令和9年3月下旬 （通知発送）
令和9年5月	令和9年3月1日	令和9年4月12日（月）	土日祝日を除く 締め切りの5日後 （通知発送に先立って 電話連絡します 通知発送は各月末ご ろの予定です）
令和9年6月	令和9年4月1日	令和9年5月10日（月）	
令和9年7月	令和9年5月6日	令和9年6月10日（木）	
令和9年8月	令和9年6月1日	令和9年7月12日（月）	
令和9年9月	令和9年7月1日	令和9年8月10日（火）	
令和9年10月	令和9年8月2日	令和9年9月10日（金）	
令和9年11月	令和9年9月1日	令和9年10月12日（火）	
令和9年12月	令和9年10月1日	令和9年11月10日（水）	

・令和9年4月入所については、一次調整（二次調整）で保留となった場合は、自動的に二次調整（三次調整）にかかるため、再度、申し込みをする必要はありません。ただし、希望施設を変更する場合は、書類の提出が必要となりますので、お問い合わせください。なお、二次調整と三次調整は、一次調整の結果、定員に満たない保育施設等に限り実施するものです。一次調整で保留となった方を除き、急な転勤等やむを得ない事情がある方のみを想定していますので、可能な限り、一次調整の期間に申し込むようお願いします。

・令和10年1月～3月入所については、令和10年4月入所に係る申し込みスケジュールと併せて、市ホームページや令和10年度の「しおり」でお知らせします。時期としては、令和9年10月下旬ごろを予定しています。

5. 申し込みに必要な書類について

●全ての方が提出必要な書類

必要書類	備考
子ども・子育て支援給付費等教育・保育給付認定申請書 (兼 保育所等入所(利用調整)申込書)	子ども1人につき1部
保育所等入所補助票	
保育を必要とする事由の証明書	保護者それぞれ(※)

(※) 婚姻の有無にかかわらず、同居のパートナーは原則として保護者とみなします。また、住民票上、世帯分離をしていますが、住所(住居表示)が同一の場合は原則として同居とみなします。

●世帯の状況等により提出必要な書類

状況	必要書類
65歳未満の祖父母と同居している場合	祖父母の分の保育を必要とする事由の証明書 ⇒ 住民票上、世帯分離をしていますが、住所(住居表示)が同一の場合は原則として同居とみなします。年齢計算の基準日は入所希望月の1日現在です。なお、提出がなくても申し込みは可能ですが、その場合は、調整点数が減点されます。
上記祖父母が単身赴任等により実態は子どもと別居している場合	別居先の公共料金明細書の写し、アパート賃貸借契約書の写し など ⇒ 提出があれば祖父母の分の保育を必要とする事由の証明書は不要です。
保護者が離婚を前提とした別居をしている場合	事件係属証明書、調定期日通知書の写し、弁護士との契約書の写し、弁護士報酬支払い領収書の写し など ⇒ 提出がない場合は、保護者それぞれの保育を必要とする事由の証明書が必要です。なお、原則として住民票上、住所(住居表示)が別であることが必要です。
世帯のなかに障がい者を有する人がいる場合	障害者手帳等の写し、特別児童扶養手当の受給に係る通知書の写し など ⇒ 氏名、等級、(あれば)有効期間が分かるページが必要です。
転入者であって課税状況が分からない場合	個人番号(マイナンバー)確認資料または課税所得証明書 など

6. 保育を必要とする事由の証明書について

保育を必要とする事由		提出書類	証明者
①	就労	会社等で就労 就労証明書（※1） 自営業等 就労証明書（※1）（※2） 農業従事 農業従事申告書（市の指定様式）（※3）	勤務先 保護者本人 農業事業主
②	妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙 及び 出産予定日のページ）	-
③	疾病・障がい	傷病の療養を要する場合 診断書（市の指定様式）（※3） 心身に障がいがある場合 障害者手帳の写し（※4）	医師 -
④	介護・看護	介護申告書（市の指定様式）（※3）（※5）	保護者本人
⑤	災害復旧	り災証明書 など	-
⑥	求職活動	求職活動状況申立書（市の指定様式）（※3）	保護者本人
⑦	就学	在籍証明書、学生証の写し、職業訓練受講決定通知書の写し など（※6）	-
⑧	虐待・DV	詳細は担当窓口へお問い合わせください	-

（※1）申し込み日（書類提出日）において、証明日から3か月以内のものが有効です。

（※2）就労証明書の補足資料として、開業届の写し、確定申告書の写し などをご提出ください。

（※3）市の指定様式をお使いください。市の指定様式以外の場合は、証明書として有効にならない場合があります。

（※4）氏名、等級、（あれば）有効期間が分かるページが必要です。

（※5）介護や看護を必要とすることが分かる書類を添付してください。

（※6）通学期間や時間が分かる書類を添付してください。

7. 申し込みの留意事項について

●育児休業から復職する場合（就労開始予定の場合も同様）

育児からの復職に伴い申し込みをする場合は、復職日が月のなかで「14日以前」なのか「15日以後」なのかによって、最短の入所可能日が次のように異なります。

育児からの復職日 (就労開始予定日)	最短の入所可能日	例	
		育児からの復職日	最短の入所可能日
月の14日以前	前月の1日	4月14日	3月1日
月の15日以後	当月の1日	4月15日	4月1日

上記の例（復職日：4月14日 ⇒ 入所日：3月1日）のように、復職月（4月）の前月（3月）から入所する場合、入所月（3月）は、ならし保育期間としての認定であるため、必ず短時間認定となります。翌月以降は、実際の就労時間に応じた認定に変更されます。

なお、ならし保育は入所してから（入所日以降に）行われます。「あらかじめ（入所日より前に）、ならし保育をしてから入所する」ではありませんのでご注意ください。

また、1号認定から2号認定へ認定区分を変更する場合は、ならし保育期間としての認定はありません。最短の変更可能日は、復職月の1日となります。

●育児休業の延長を目的とした申し込みについて

上記申し込みについては、受付できかねますので、あらかじめご了承ください。

●特別な支援を必要とするお子さんの場合

「心身に何らかの障がいがある」「健診や医療機関で発達について指摘されたことがある」「食物アレルギーがある」「医療的な配慮が必要である」などの場合は、希望先の保育施設等と細かい協議が必要となりますので、申し込みのときに必ずご相談いただくとともに、保育所等入所補助票に詳細をご記入ください。

また、医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を必要とする場合は、保育施設等での受け入れ体制を整えるまでに数か月の時間を要することがありますので、申し込みのスケジュール（5ページ記載）にかかわらず、お早めにお問い合わせください。

なお、いずれの場合も、集団保育が可能かどうか判断するために医師の診断書を求めたり、児童相談所等の判定書などを求めることがあります。もし、集団保育ができないと判断されたときは、入所できないことがあります。ご理解くださいますようお願いいたします。

●記入ミスを訂正する場合

訂正印は不要ですが、修正テープ等は使用せず二重線で訂正してください。なお、記入にあたっては、消えるボールペン等は使用しないでください。

●申し込み後に世帯の状況等が変わった場合

提出した書類の記載内容について、申し込み後に変更があった場合は、追加の手続きが必要となることがあるため、速やかにご連絡ください。申し込み内容に事実と異なるものがあった場合は、入所内定取消しや退所（退園）となる場合がありますので、十分にご注意ください。

8. 奥州市外の保育施設等の利用や奥州市外からの申し込みについて（広域利用）

●奥州市内の在住者が奥州市外の保育施設等の利用を希望する場合（転出予定あり）

利用を希望する保育施設等がある市区町村へ転出する予定があるときは、市区町村によっては直接申し込みを受け付けていることがありますので、まずは、転出予定先の市区町村へお問い合わせください。お問い合わせの結果、直接申し込みが不可だったときは、奥州市への申し込み（次項参照）となります。

●奥州市内の在住者が奥州市外の保育施設等の利用を希望する場合（転出予定なし）

窓口は奥州市となりますが、必要書類や締め切りなど申し込みに係る詳細については、利用を希望する保育施設等がある市区町村へ必ずお問い合わせください。そのうえで、当該市区町村が設定する締め切りの1週間前までに奥州市へお申し込みください。なお、利用調整の結果連絡については、事務処理に時間を要するため、通常よりも遅くなることがありますが、あらかじめご了承ください。

●奥州市外の在住者が奥州市内の保育施設等の利用を希望する場合（転入予定あり）

以下の条件をすべて満たすときは、奥州市への直接申し込みを受け付けています。このしおりをよく読み、内容を確認したうえで必要書類をご提出ください。すべての条件が満たせないときは、お住いの市区町村へのお申し込み（次項参照）となります。

条件① 奥州市へ転入することが確認できる書類を提出すること

⇒申し込みの時点で必要書類（6ページ記載）に追加して提出すること

お住い	奥州市へ転入することが確認できる書類
ご実家等	同居（居住）予定についての申立書（市の指定様式）※住宅所有者が記入したもの
アパート等	賃貸借物件に係る契約書の写し（契約締結後）※保護者名義のもの（新築も同じ）
新築住宅等	住宅建築等に係る契約書の写し（契約締結後）※住宅の住所が明記されているもの

条件② 入所希望月の前月末日までに奥州市へ転入すること

⇒上記の日までに奥州市役所での転入手続き（住民票の異動）が完了すること

注 意 条件②が満たされなかったときは、入所内定取消しや退所（退園）となります

●奥州市外の在住者が奥州市内の保育施設等の利用を希望する場合（転入予定なし）

窓口は、お住いの市区町村となります。奥州市の締め切り（5ページ記載）に間に合うように、お住いの市区町村が別途設定する締め切りまでにお手続きください。なお、具体的な締め切りは、市区町村によって異なりますので、詳しくはお住いの市区町村にお問い合わせください。

【広域利用まとめ】

利用者	利用希望	転出や転入		窓口
奥州市内の 在住者	奥州市外 の保育施設等	転出予定	あり	転出予定先市区町村 又は 奥州市
			なし	奥州市
奥州市外 の在住者	奥州市内 の保育施設等	転入予定	あり	現住所の市区町村 又は 奥州市
			なし	現住所の市区町村

9. 保育料（利用者負担額）について

●保育料の徴収対象

0歳児から2歳児クラスが徴収対象です。3歳児から5歳児クラスについては無料です。

●保育料の算定方法

世帯の所得に応じてご負担いただく仕組みとなっており、保護者の市民税所得割額の合算額により算定します。（22ページ記載の「奥州市保育料等および副食費徴収確認表」参照）

なお、以下のとおり4月分～8月分までについては、前年度の市民税所得割額で算定します。そのため、毎年、4月上旬ごろに4月分～8月分までについて通知し、9月分以降については、9月上旬ごろに再度通知します。

令和9年度											
（令和9年）									（令和10年）		
4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分	1 月 分	2 月 分	3 月 分
令和8年度の税額で算定 （令和7年中の所得による）					令和9年度の税額で算定 （令和8年中の所得による）						

・保育料の算定は、実際の登園日数にかかわらず、月単位となります。（月途中の退園等の場合を除く）

・未申告の方は、必ず申告を行ってください。税額が確認できない場合は、暫定的に最高額で保育料を算定します。

・保育料算定後に、修正申告等により税額が変更されるときは、保育料も変更になる場合がありますので、その申告書の控え（写し）を担当窓口へご提出ください。これにより保育料が変更となる場合は、提出月の翌月分から適用されます。

●保育料の軽減措置

多子世帯、ひとり親世帯等（ひとり親世帯 及び 障がいのある方がいる世帯）、低所得者世帯に対して、次のとおり軽減措置が講じられています。

年齢区分（階層区分）	第1子	第2子以降
0歳児～2歳児クラス（A、B階層）	無料	無料
0歳児～2歳児クラス（C1～D11階層）	階層区分により徴収	
3歳児～5歳児クラス（全階層）	無料	

・延長保育料は軽減対象外です。

・第何子にあたるのかのカウントに影響することがあるため、兄弟等の就職などで現に扶養する子の人数に変更があった場合は、速やかにご連絡ください。

10. 保育料（利用者負担額）の納付について

●保育料の納付先

保育料の納付先は、利用する保育施設等によって次のとおり異なります。

利用する保育施設等	納付先
保育所（公立・私立）	奥州市
認定こども園（公立）	
認定こども園（私立）	利用する施設、事業の設置者
地域型保育事業	

- ・保育料について、施設による金額の違いはありません。
- ・上記にかかわらず、奥州市外の公立施設を利用する場合は、当該施設がある市区町村が納付先です。

－ 以下、納付先が奥州市である施設を希望される方（利用されている方）へ －

●保育料の納付方法

納付方法は納付書又は口座振替となりますが、原則として口座振替による納付にご協力ください（口座振替の手続きが完了するまでは、納付書をお送りします）。以下の金融機関等がご利用いただけますので、通帳と届出印を持って各金融機関等の窓口で直接お手続きください。

「岩手ふるさと農協」 「岩手銀行」 「東北銀行」 「北日本銀行」
「水沢信用金庫」 「東北労働金庫」 「岩手江刺農協」 「ゆうちょ銀行」

●保育料の納期限

納期限（口座振替日）は、利用当月の月末です。ただし、土日祝日にあたるときは、翌開庁日となり、12月分は、翌年1月4日以後の最初の開庁日が納期限となります。

なお、口座振替の場合で、残高不足等で引き落としができなかったときは、後日、納付書を送付しますので、速やかに納付してください。

●保育料の滞納

納期限までに保育料が納付されなかった場合は、納期限から20日以内に督促状を送付します。送付後は、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収します。

滞納が重なると、催告書の送付、申し出による児童手当からの徴収、滞納処分（差押え）などの措置をとる場合があります。また、きょうだいの保育施設等の入所申し込みをする際には、調整点数が大きく減点されますので、納期限内の納付にご協力ください。

11. 給食費（主食費と副食費）について

●給食費の徴収対象

0歳児から2歳児クラスの給食費は、保育料に含まれているため、別途、徴収されることはありません。3歳児から5歳児クラスについては、次のとおり給食費が徴収されます。

給食費	0歳児から2歳児クラス	3歳児から5歳児クラス
主食費（ごはん、パン、めん類 など）	徴収されない （保育料に含まれている）	徴収される（※1）
副食費（おかず、おやつ、牛乳 など）		徴収される（※2）

（※1）ごはん等を家庭から持参することになっている保育施設等については、給食費のうち主食費は徴収されません。

（※2）副食費は、後述のとおり軽減措置が講じられています。

●給食費の算定方法

給食費の金額は、保育施設等によって異なります。詳しくは、希望する（入所している）保育施設等にお問い合わせください。

なお、給食費の金額は、実食数にかかわらず月単位となります（月途中の退園等の場合を除く）。食材は事前に発注しているため、欠席した日の分の返金等は原則として行われません。

●副食費の軽減措置

給食費のうち副食費については、多子世帯、ひとり親世帯等、低所得者世帯に対して、次のとおり軽減措置が講じられています。

階層区分	第1子	第2子	第3子以降
A ～ D1 a 階層	副食費 免除		副食費 免除
D1 b ～ D2 a 階層 (ひとり親世帯等)			
D1 b ～ D2 a 階層 (ひとり親世帯等以外)	<u>副食費</u> <u>実費</u>		
D2 b ～ D1 1 階層			

・第何子にあたるのかのカウントに影響することがあるため、兄弟等の就職などで現に扶養する子の人数に変更があった場合は、速やかにご連絡ください。

12. 給食費（主食費と副食費）の納付について

●給食費の納付先

給食費の納付先は、利用する保育施設等によって次のとおり異なります。

利用する保育施設等	納付先
保育所（公立）、認定こども園（公立）	奥州市
保育所（私立）、認定こども園（私立）	利用する施設、事業の設置者
地域型保育事業	

- ・給食費は、施設により金額が異なります。
- ・上記にかかわらず、奥州市外の公立施設を利用する場合は、当該施設がある市区町村が納付先です。

ー 以下、納付先が奥州市である施設を希望される方（利用されている方）へ ー

●主食費と副食費の金額

奥州市の公立施設では、給食費の徴収対象である3歳児クラスから5歳児クラスは、ごはん等を家庭から持参することになっているため、給食費のうち主食費の徴収はありません。

副食費の金額は、月額5,000円です。

●副食費の納付方法

納付方法は納付書又は口座振替となりますが、原則として口座振替による納付にご協力ください（口座振替の手続きが完了するまでは、納付書をお送りします）。以下の金融機関等がご利用いただけますので、通帳と届出印を持って各金融機関等の窓口で直接お手続きください。

「岩手ふるさと農協」 「岩手銀行」 「東北銀行」 「北日本銀行」
「水沢信用金庫」 「東北労働金庫」 「岩手江刺農協」 「ゆうちょ銀行」

●副食費の納期限

納期限（口座振替日）は、利用翌月の月末です。ただし、土日祝日にあたるときは、翌開庁日となり、12月分は、翌年1月4日以後の最初の開庁日が納期限となります。

なお、口座振替の場合で、残高不足等で引き落としができなかったときは、後日、納付書を送付しますので、速やかに納付してください。

●副食費の滞納

滞納が重なると、催告書の送付、申し出による児童手当からの徴収、裁判所による強制執行などの措置をとる場合があります。また、きょうだいの保育施設等の入所申し込みをする際には、調整点数が大きく減点されますので、納期限内の納付にご協力ください。

13. 利用中の変更申請や届出について

入所後、世帯状況や認定状況などに変更がある場合は、次のとおり手続きが必要です。

変更内容		必要書類	留意事項
住所	市内転居	届出書	速やかにご提出ください。
	市外転出		転出後の市区町村で、保育施設等を利用する場合はお問い合わせください。
世帯構成	同居家族の増減	届出書	速やかにご提出ください。
	離婚（※1）		調停等に伴い、離婚を前提とした別居をする場合はお問い合わせください。
	結婚（※1）		新しく保護者となる方の保育を必要とする事由の証明書も必要です。
認定事由	就職、転職、勤務形態変更	就労証明書	内容によっては、別途、手続きが必要となることがあります。
	休職	届出書	休職期間によっては、別途、手続きが必要となることがあります。
	退職	申請書（※2）ほか	詳しくはお問い合わせください。
	出産	申請書（※2） 母子手帳の写し	遅くとも、出生の届け出の際には併せてお手続きください。
	育児休業取得	申請書（※2） 就労証明書	就労証明書には、育休取得（予定）期間の記載が必要です。
認定区分	1号→2号	申請書（※2）ほか	必要な手続きは、新規で保育施設等の利用を希望する場合と同じです。
	2号→1号	申請書（※2）	利用を希望する保育施設等へ、直接、必要書類をご提出ください。
利用施設	転園	申請書（※2）ほか	必要な手続きは、新規で保育施設等の利用を希望する場合と同じです。
	退園	届出書	退園する保育施設等又は市の担当窓口のいずれかにご提出ください。
その他	障がい状況 （手帳取得、失効 など）	届出書	取得の場合は、障害者手帳等の写しも必要です。
	長期欠席 （1か月以上の場合）		無断で長期欠席が続く場合は、退所（退園）となることがあります。
	市民税額 （修正申告 など）		申告書の控え（写し）も必要です。

（※1）婚姻の有無にかかわらず、パートナーと同居を始める場合・やめる場合を含みます

（※2）子ども・子育て支援給付費等教育・保育給付認定申請書（兼 保育所等入所（利用調整）申込書）

14. 幼稚園、認定こども園（幼稚園分）の利用について

1号認定を受けて幼稚園、認定こども園（幼稚園分）を利用する場合の内容は以下のとおりです。
2、3号認定を受けて保育施設等を利用する（保育を受ける）場合とは大きく異なりますのでご注意ください。

項目	内容	
利用施設	幼稚園、認定こども園（幼稚園分）（※1）	
利用年齢	満3歳～5歳児（施設によっては3歳児～5歳児）	
利用時間	早くても 朝8時半ごろ～遅くても 夕方16時ごろまで（施設により異なる）	
保育を必要とする事由	不要	
申し込み先	希望する施設へ直接（※2）	
申し込み受付開始	令和8年11月16日	
申し込み締め切り	令和9年4月1日 入園の場合	令和8年12月28日（月）（※3）
	令和9年4月2日 以降入園の場合	入園開始希望日の1週間前
入園可否	施設で決定し、施設から連絡（※4）	
利用料	無料（22ページ記載の「奥州市保育料等および副食費徴収確認表」参照）	
給食費（副食費）	実費（22ページ記載の「奥州市保育料等および副食費徴収確認表」参照）	

（※1）幼稚園、認定こども園（幼稚園分）を利用する場合は、教育標準時間を超えて保育を行う「一時預かり（幼稚園型）」の利用（併用）が可能です。利用料等は施設によって異なりますので、詳しくは希望する施設へ直接お問い合わせください。

（※2）子ども・子育て支援給付費等教育・保育給付認定申請書（兼 保育所等入所（利用調整）申込書）のほか、希望する施設が求める書類をご提出ください。

（※3）この日を過ぎても、定員に達するまで随時受付はしますが、可能な限り、締め切りまでにお申し込みください。

（※4）入園が決定した場合、市からは、教育・保育給付認定決定通知書を送付します。

記入例（オモテ） 2・3号用

子ども・子育て支援給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書
（兼 保育所等入所（利用調整）申込書）

R 8 年 11 月 16 日

奥州市

代表保護者の氏名を記入してください

（ふりがな）

保護者氏名

おうしゅう

いちろう

奥州市郎

次のとおり施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定（の変更）を申請します。また、市が施設型給付費、地域型保
及び世帯情報を閲覧する
に対して提示することに
令和8年1月1日現在の住所が奥州市以外の場合は記入してください

申請に係る 小学校就学前 子ども	（ふりがな） 氏 名 おうしゅう しょうへい 奥州 翔平	生年月日 R 4 年 5 月 10 日	性別 男 女 男	障害者手帳等の有無 有 無 無
子どもの個人番号	1 2 3 4 - 5 6 7 8 - 9 0 1 2			
保護者・ 住所連 絡先	住所：〒 023-1111 奥州市水沢大手町一丁目 1 番地 R 8 年 1 月 1 日現在の住所：宮城県仙台市青葉区一番町一丁目 1 2 3 番 - 4 5 6 号 連絡先：080-1234-5678（母）			
保育の希望 の有無（※）	有 無 有	保護者の労働、疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合（幼稚園等と併願の場合を含む。） 幼稚園等		

「有」に○

つながりやすい電話番号を記入してください（子どもとの続柄）

※「幼稚園等」とは、幼稚園及び認定こども園（幼稚園等）をいいます。

※「有」は

①世帯の別

別居の

学生等については記入日時点の学年を記入してください

別居していても保護者が現に扶養しているときは世帯員として記入してください

区分	氏 名	続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名等	等の有無	備考
児童の 世帯員	おうしゅう いちろう 奥州 市郎	父	S61年4月10日	男 女 男	(株)△△商事	有 無 無	
	はなこ 花子	母	S63年6月7日	男 女 女	〇〇銀行××支店	有 無 無	
	なつみ 夏美	姉	H19年7月3日	男 女 女	☆☆大学■年	有 無 無	別居
	あきひこ 秋彦	兄	H26年10月6日	男 女 女	岩谷堂小★年	有 無 無	
	はるお 春夫	祖父	S36年5月1日	男 女 男	◇◇建設(株)	有 無 無	
	ふゆこ 冬子	祖母	S37年12月5日	男 女 女	主婦	有 無 有	
			年 月 日	男・女		有・無	
家庭の状況		□ひとり親家庭 ・ □左記以外					
生活保護の適用の有無		□適用無し ・ □適用有り（ 年 月 日保護開始）					

障がいがある方がいるときは障害者手帳等の写しを添付してください

記入例（ウラ） 2・3号用

②利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

利用を希望する	R 9 年 4 月 1 日 から ☐ 年 月 日 まで ☒ 小学校就学前 まで	
入所は毎月1日付けとなります		
施設（事業者）名		
利用を希望する 施設（事業者）名	第1希望 〇〇保育所 （希望する理由） 母の職場に近い	
	第2希望 △△こども園 （希望する理由） 園の方針に魅力を感じたため	
	第3希望 ☆☆保育園 （希望する理由） 自宅に近い	
	※第3希望までの施設に入所（調整）できない場合 ☐ 上記施設以外は希望しない ☒ 上記施設以外も希望する（希望する施設を余白に記入してください）	
	第4希望 〇〇こども園 第5希望 □□保育園	
どちらかにチェックしてください		
※保護者の労働、疾病等の事由により保育所等		
保育の利用 を必要と する事由	続柄	
	父 ☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 就学 ☐ 虐待やD ☐ その他（ 母 ☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 就学 ☐ 虐待やD ☐ その他（	
希望する 利用時間	利用曜日	
	月 曜日から 金 曜日まで	
	利用時間	
	7 時 00 分から 18 時 00 分まで	

希望する施設は、1つ以上記入すれば大丈夫です。第3希望まで埋める必要はありませんし、第4希望以降を記入する場合も、数についての制限はありません。（いくら書いても大丈夫）

ただし、入所内定したときに、必ず通える施設を記入してください。入所内定後の辞退は、やむを得ない事情がある方を除き、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

*市町村記載欄

受付年月日 年 月 日

利用を希望する最長の時間を記入してください

認定の可否	認定者番号	認定区分等
可・否 (否とする理由) 年 月 日認定		☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 (☐ 標 ☐ 短)
支給（入所）の可否		支給(利用)期間
可・否 (否とする理由) [☐ 施設型 ☐ 地域型 ☐ 特例施設型 ☐ 特例地域型]		自 年 月 日 至 年 月 日
入所施設（事業者）名		備 考

保育所等入所補助票（表面）

記入例（オモテ）

奥州市長あて

ふりがな 保護者氏名		おうちゅう いちろう 奥州 市郎				
ふりがな 児童氏名		おうちゅう しょうへい 奥州 翔平		（男・女）	児 童 生年月日 R 4 年 5 月 10 日 第 3 子	
児童の 状況	健診の 受診状況	内容	状況		所見があった場合は詳細を記入してください	
		3-4か月児健診	☒ 受診済 ☐ 未受診			
		9-10か月児健診	☒ 受診済 ☐ 未受診			
		1歳6か月児健診	☒ 受診済 ☐ 未受診			
		3歳児健診	☒ 受診済 ☐ 未受診			
	予防接種 の状況	種類	状況		種類	状況
		ヒブ（インフルエンザB型）	☒ 接種済（4回目） ☐ 未接種		日本脳炎	☒ 接種済（1回目） ☐ 未接種
		小児肺炎球菌	☒ 接種済（4回目） ☐ 未接種		BCG	☒ 接種済 ☐ 未接種
		五種、四種または三種混合	☒ 接種済（4回目） ☐ 未接種		水痘	☒ 接種済（2回目） ☐ 未接種
		麻しん・風しん（MR）	☒ 接種済（1回目） ☐ 未接種		B型肝炎	☒ 接種済（3回目） ☐ 未接種
ロタウイルス		☒ 接種済（2回目） ☐ 未接種		その他	おたふくかぜ（1回）	
健康状態	☐ 健康 ☒ 通院や治療あり（治療中・検査中・経過観察中） 病名・症状など：★★病 受診・相談機関：●●病院					
障がい等	☒ なし ☐ あり（視覚・聴覚・言語・肢体・内部・知的発達遅滞等） 障害者手帳等を所有等している場合は以下も記入してください 身体手帳・精神手帳・療育手帳・特別児童扶養手当・その他					
アレルギー （園で除去食希望 の場合は原則とし て医師の指示書が 必要）	☐ なし ☒ あり（検査済・検査中） ☐ まだ分からない アレルゲン：牛乳、小麦 除去食対応：必要・不要（不要の理由：）					
服用中の薬 （園でも服用が 必要なもの）	☒ なし ☐ あり（服薬の頻度：回/日、時間帯：朝・昼・夕） 薬の名前： 服用理由：					
けいれん（ひき つけ）の既往歴	☒ なし ☐ あり（治療・治療中・治療を受けていない） 時期：歳か月頃から、体温：度、回数：回					
園に対して求める配慮や 集団生活上の不安など （何もない場合は空欄）	★★病については、〇か月に1度の経過観察（定期通院）のみ。 集団保育は可能で、園で特別な対応は不要と医師に確認済み。					
保護者の 状況	父		母			
	氏名	奥州 市郎		奥州 花子		
	保育を必要とする事由 （勤務時間について、変則 就労の場合は、主な時間）	☒ 就労（勤務先：（株）△△商事） （勤務時間：7時30分～18時00分）		☒ 就労（勤務先：〇〇銀行××支店） （勤務時間：9時00分～17時30分）		
		☐ 疾病・障がい ☐ 求職活動		☐ 疾病・障がい ☐ 求職活動		
☐ その他（内容：）		☐ その他（内容：）				
電話番号	090-XXXX-XXXX		080-XXXX-XXXX			
家族の 状況	父 方		母 方			
	続柄	年齢	同居・別居の別		年齢	同居・別居の別
	祖父	65	☒ 同居 ☐ 別居（奥州 市・区・村）		64	☐ 同居 ☒ 別居（一関 市・区・村）
	祖母	63	☒ 同居 ☐ 別居（奥州 市・区・村）		63	☐ 同居 ☒ 別居（一関 市・区・村）
同居人の 障がい等	☐ なし ☒ あり（該当者名：奥州 冬子 続柄：祖母） 障害者手帳等を所有等している場合は以下も記入 身体手帳・精神手帳・療育手帳					
利用 希望	利用したい曜日	月・火・水・木・金・土 ※日曜日・祝日は「休日保育」の扱いとなります				
	利用したい時間	7時00分～18時00分				
	特別保育 の希望	☒ なし ☐ あり（休日保育・延長保育） ※休日保育は特定の園のみで実施（「しおり」20～21ページ参照） 休日保育を希望する場合は記入してください 時間：時分～時分、回数：回/月				

令和9年度 奥州市保育施設等一覧（認定こども園）

（作成日：令和8年10月19日）

◎ 認 定 こ ど も 園 ◎											
地域	公私 区分	名称	所在地	電話番号	上段：幼稚園分 下段：保育所分					休日 保育	一時 預かり 一般型
					幼保 区分	利用 定員	受入年齢	教育・保育時間	一時預かり幼稚園型		
									延長保育		
水 沢	私	水沢こども園	字大町 26	23-3317	幼 保	10 80	満3歳～ 生後8か月～	9時～14時半 7時～18時	～18時（延長有） （早朝預かり7時から） ～19時（1時間）		
	私	こばとこども園	字大橋 6	25-8586	幼 保	10 120	満3歳～ 生後2か月～	8時半～15時半 7時15分～18時 ※土曜は7時45分～18時	～18時45分 （早朝預かり7時15分から） ～18時45分（45分） ※土曜は～18時15分（15分）		○
	私	日高なつ星	字日高小路 17	23-7434	幼 保	20 90	満3歳～ 生後8週～	9時半～14時半 7時～18時	～18時（延長有） （早朝預かり7時から） ～19時（1時間）		○
	私	常盤幼稚園	東大通り三丁目 5-31	24-3810	幼 保	10 30	満3歳～ 満2歳～	9時～15時 7時半～18時半	～18時半 （早朝預かり7時半から）		○
	私	駒形こどもの杜	中上野町 1-83	23-5018	幼 保	10 170	満3歳～ 生後2か月～	9時～14時半 7時～18時	～18時 （早朝預かり8時から） ～19時（1時間）		○
	私	日高さくらの木	字北丑沢 72-1	25-7141	幼 保	5 70	満3歳～ 生後8週～	9時半～14時半 7時～18時	～18時（延長有） （早朝預かり7時から） ～19時（1時間）		○
	私	しんじょう幼稚園	真城字大樋 10-8	22-4152	幼 保	20 45	満3歳～ 2歳児～	8時半～14時半 7時半～18時半	～18時半 （早朝預かり7時半から）		
	私	ひがし幼稚園	太日通り三丁目 6-15	24-5032	幼 保	32 48	満3歳～ 満2歳～	8時半～15時半 7時半～18時半	～19時 （早朝預かり7時半から） ～19時（30分間）		○
	私	ドレミこども園	佐倉河字野田 30-7	24-8590	幼 保	15 90	満3歳～ 生後8週～	8時半～16時 7時～18時	～18時（延長有） （早朝預かり7時から） ～19時（1時間）		
	私	姉体幼稚園	姉体町字島田 40	26-3415	幼 保	15 50	満3歳児～ 12か月～	8時半～14時半 7時半～18時半	～18時半 （早朝預かり7時半から）		
	私	むつみこども園	秋葉町 110	25-7005	幼 保	15 120	満3歳児～ 生後8週～	8時半～16時 7時～18時	～18時（延長有） （早朝預かり7時から） ～19時（1時間）		
	私	こども園ドレミのそら	佐倉河字前田 43-1	47-3301	幼 保	15 48	満3歳～ 生後8週～	8時半～16時 7時半～18時半	～18時（延長有） （早朝預かり7時半から）		
	私	もみじこども園	字水山 72-1	51-8558	幼 保	10 90	満3歳～ 生後2か月～	8時半～16時 7時～18時	～18時（延長有） （早朝預かり7時から） ～19時（1時間）		
	私	第二東水沢こども園	朝日町 5-31	51-6455	幼 保	10 80	満3歳～ 生後2か月～	8時半～16時 7時～18時	～18時（延長有） （早朝預かり7時から） ～19時（1時間）		○
	私	水沢保育園	字搦手丁 16-19	25-4150	幼 保	10 90	満3歳～ 生後2か月～	8時半～16時半 7時～18時	～18時（延長有） （早朝預かり7時から） ～19時（1時間）	○	○
	私	白ゆり保育園	字新小路 31-2	25-6789	幼 保	5 20	満3歳～ 生後8週～	9時～15時 7時～18時	～18時（延長有） （早朝預かり7時から） ～19時（1時間）	○	
江 刺	私	八日市幼稚園	岩谷堂字南八日市 194	35-1620	幼 保	35 135	満3歳～ 概ね1歳～	8時半～15時半 7時半～18時半	～18時半 （早朝預かり7時半から）		○
	私	おだきこども園	愛宕字西丸 180	35-3197	幼 保	10 100	満3歳～ 生後2か月～	8時半～16時 7時～18時	～18時（延長有） （早朝預かり7時から） ～19時（1時間）		○
	私	江刺保育園	男石一丁目 3-5	35-1522	幼 保	10 45	3歳児～ 生後2か月～	8時半～13時 7時半～18時半	～16時半（無償） ～18時半（有償） ～19時半（1時間）		
	公	稲瀬わかば園	稲瀬字大文字 160	35-0286	幼 保	50 80	3歳児～ 概ね1歳～	8時半～13時半 7時半～18時	～18時		
	公	江刺ひがしこども園	玉里字大松沢 85-4	34-0177	幼 保	3 47	3歳児～ 概ね1歳～	8時半～13時半 7時半～18時	～18時		
	前 沢	公	前沢北こども園	古城字四反田 171-1	幼 保	18 132	3歳児～ 生後6か月～	8時半～13時半 7時半～18時半	～18時		
胆 沢	私	いさわこども園	南都田字塚田 126-9	46-2625	幼 保	15 145	3歳児～ 生後5か月～	8時45分～15時45分 7時15分～18時15分	～18時15分 （早朝預かり7時15分から） ～19時（45分間）		○
衣 川	公	あゆみ園	古戸 72-1	52-3131	幼 保	50 70	3歳児～ 生後3か月～	8時半～13時半 7時半～18時半	～18時 ～19時（30分間）		

一時預かり幼稚園型：認定こども園（幼稚園分）または 幼稚園に在籍する満3歳以上の児童（1号認定児）を、教育時間を超えて預かり保育する事業です。

一時預かり一般型：保育所、認定こども園、幼稚園などに在籍していない児童を、家庭での保育が困難である場合に預かり保育する事業です。

利用定員などは、年度途中に変更となる場合があります

令和9年度 奥州市保育施設等一覧（保育所、地域型保育事業、幼稚園）

（作成日：令和8年10月19日）

◎ 保 育 所 ◎										
地域	公私 区分	名称	所在地	電話番号	利用 定員	受入年齢	保育時間	延長保育	休日 保育	一時預 かり等
水 沢	私	ときわ保育園	東大通り三丁目 4-12	23-4433	100	生後8週～	7時～18時	～19時（1時間）		
	私	東水沢保育園	真城字町屋敷 325	24-3014	100	生後2か月～	7時～18時	～19時（1時間）		
	公	いずみ保育園	字田小路 67	24-6425	50	概ね生後6か月～	7時半～18時半			○
江 刺	私	聖愛ベビーホーム	岩谷堂字下惣田 290-4	35-5413	90	生後8週～	7時～18時	～19時（1時間）		○
	私	暁学園	愛宕字朴ノ木 221-1	35-1023	90	生後8週～	7時～18時	～19時（1時間）		
	私	ウェルネス保育園江刺	八日町一丁目 9-61	34-0231	30	生後6か月～	7時～18時	～20時（2時間）		
	公	田原保育所	田原字大日前 105	35-6263	65	概ね1歳～	7時半～18時			
前 沢	私	前沢保育園	字下小路 18-2	56-2422	90	概ね生後3か月～	7時～18時	～19時（1時間）		○
	公	前沢保育所（※）	あすか通四丁目 3-1	56-2527	140	概ね生後6か月～	7時半～18時半			○
（※）前沢保育所は、令和12年度末をもって閉所予定です。令和8年度からは、原則として新規入所の受け入れを行わない予定です。（きょうだい入所を除く）										

◎ 小 規 模 保 育 事 業 ◎										
地域	公私 区分	名称	所在地	電話番号	利用 定員	受入年齢	保育時間	延長保育	休日 保育	一時預 かり等
水 沢	私	ニチキッズおうれう保育園	字東町29	25-2055	19	生後8週～2歳児	7時～18時	～19時（1時間）		
	私	ニコニコ保育園水沢	字大畑小路 32-7	34-2535	12	生後2か月～2歳児	7時～18時	～19時（1時間）		
	私	スマイル保育園	佐倉河字東広町 83-1	34-4496	12	生後8週～2歳児	7時半～18時半	～19時（30分間）		○
	私	たかやしき保育園	字高屋敷 355-1	47-3765	19	生後2か月～2歳児	7時～18時	～19時（1時間）		
	私	スマイル東保育園	神明町一丁目 6-49	47-5213	12	生後8週～2歳児	7時～18時	～19時（1時間）		○

◎ 家 庭 的 保 育 事 業 ◎										
地域	公私 区分	名称	所在地	電話番号	利用 定員	受入年齢	保育時間	延長保育	休日 保育	一時預 かり等
水 沢	私	保育園かなちゃんハウス	姉体町字宿 7-1	26-2853	5	生後6か月～2歳児	7時45分～18時	～18時半（30分間）		
江 刺	私	保育園ゆいま～る第3園	岩谷堂字一本松 170-5	34-3906	5	生後2か月～2歳児	8時～18時			

◎ 幼 稚 園 ◎										
地域	公私 区分	名称	所在地	電話番号	利用 定員	受入年齢	教育時間	一時預かり幼稚園型		
水 沢	私	こじか幼稚園	字小石田 135-1	24-2255	30	満3歳児～	9時半～14時	～18時半		

利用定員などは、年度途中に変更となる場合があります

奥州市保育料等および副食費徴収確認表

保育所・認定こども園(保育所分)・地域型保育事業					
階層区分			3号認定 (3歳未満)		2号認定 (3歳以上)
			標準時間	短時間	
A	生活保護世帯等		0円	0円	保育料 0円 副食費 免除
B	市民税非課税世帯		0円	0円	
C1	市民税 均等割のみ 課税世帯	ひとり親世帯等	4,000円	3,800円	
		上記以外	8,500円	8,000円	
C2	市民税 所得割課税額 30,000円 未満	ひとり親世帯等	4,000円	3,800円	
		上記以外	11,000円	10,400円	
C3	30,000円 以上 48,600円 未満	ひとり親世帯等	4,000円	3,800円	
		上記以外	14,000円	13,300円	
D1a	48,600円 以上 57,700円 未満	ひとり親世帯等	4,000円	3,800円	
		上記以外	16,500円	15,600円	
D1b	57,700円 以上 63,600円 未満	ひとり親世帯等	4,000円	3,800円	
		上記以外	16,500円	15,600円	
D2a	63,600円 以上 77,101円 未満	ひとり親世帯等	4,000円	3,800円	
		上記以外	20,000円	19,000円	
D2b	77,101円 以上 78,600円 未満		20,000円	19,000円	保育料 0円 副食費 実費
D3	78,600円 以上 97,000円 未満		24,000円	22,800円	
D4	97,000円 以上 117,000円 未満		28,000円	26,600円	
D5	117,000円 以上 141,900円 未満		33,000円	31,300円	
D6	141,900円 以上 169,000円 未満		38,000円	36,100円	
D7	169,000円 以上 200,100円 未満		42,000円	39,900円	
D8	200,100円 以上 250,000円 未満		46,000円	43,700円	
D9	250,000円 以上 301,000円 未満		50,000円	47,500円	
D10	301,000円 以上 397,000円 未満		53,000円	50,300円	
D11	397,000円 以上		56,000円	53,000円	

幼稚園・認定こども園(幼稚園分)		
階層区分		1号認定 (3歳以上)
A	生活保護世帯等	
B	市民税非課税世帯	
	市民税 均等割のみ 課税世帯	
C	市民税 所得割課税額 77,101円 未満	
D1	77,101円 以上 211,201円 未満	
D2	211,201円 以上	

- ※ 上記保育料等のほかに、各施設によって遠足代・行事費・通園バス代などの実費徴収や設備整備費などの上乗せ徴収がある場合があります。
- ※ ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯 及び 障がいのある方がいる世帯をいいます。
- ※ この表における2号認定及び3号認定の年齢は、当該年度の前年度末3月31日時点の満年齢により決定します。そのため、満3歳になった時点で3号認定から2号認定への切り替えが行われたとしても、保育料が無料となるのは翌年度からとなります。
- ※ 階層区分は、保護者の市民税所得割額を合算して決定します。
この場合の市民税所得割額には、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅ローン控除、寄附金税額控除 など）は適用されません。
4月分～8月分は前年度の課税額により、9月分～3月分は当年度の課税額によります。
政令指定都市より課税されている場合は、市民税所得割額に6/8を乗じた金額により決定します。
- ※ 未申告の方は、必ず申告を行ってください。税額が確認できない場合は、暫定的に最高額で保育料を算定します。（副食費は実費徴収）
国外収入がある場合（国外で課税されている場合）は、その内容が分かる書類をご提出ください。外国語で記載されている証明書については、翻訳文も必要です。提出がない場合は、暫定的に最高額で保育料を算定します。（副食費は実費徴収）
- ※ 祖父母と同居しており、以下のように保護者の収入だけでは生計維持が困難と認められるときは、祖父母も算定対象に含まれることがあります。
◎ひとり親世帯の場合 保護者の収入が103万円以下
◎その他の世帯の場合 保護者の収入の合計額が180万円以下
- ※ 保護者が離婚を前提とした別居をしていることが確認できる場合は、その別居している保護者は算定対象に含まれないことがあります。
婚姻の有無にかかわらず、同居のパートナーは原則として保護者とみなし、算定対象に含まれます。
- ※ 3号認定の保育料には、給食費（主食費 及び 副食費）が含まれています。
1号認定 及び 2号認定の副食費の金額は、施設によって異なります。
- ※ 保護者が現に扶養する子で、上から2番目以降の子に係る保育料は無料となります。
保護者が現に扶養する子で、上から3番目以降の子に係る副食費は（市が定める上限額の範囲内で）徴収免除となります。

奥州市保育所等利用調整基準

(令和8年1月入所分～適用)

保育所等の利用については、世帯の状況等に応じて次のとおり点数化し、合計点の高い順に保育所等を利用できるよう調整します。

《基本点数》 ＋ 《加点点数》 － 《減点点数》 ※同点の場合は 《同点優先基準》 により順位を決定します

《基本点数》 保護者のうち、いずれか低い者の点数を採用する

保育を必要とする事由		保護者の状況等		点数
1	就労	居屋内就労 居宅外就労 自営業等 農業従事 内職など	月 140 時間 以上 の就労を常態とする	9
			月 120 時間 以上 140 時間未満 の就労を常態とする	8
			月 100 時間 以上 120 時間未満 の就労を常態とする	7
			月 80 時間 以上 100 時間未満 の就労を常態とする	6
			月 48 時間 以上 80 時間未満 の就労を常態とする	5
2	妊娠・出産	出産（予定日）前8週（多胎の場合は14週）から出産後8週の間にある		9
3	疾病・障がい	疾病	入院中 である	10
			1 月 以上 常時臥（が）床の状態にある	9
			3 月 以上 通院加療を要する	8
			1 月 以上 3 月未満 通院加療を要する	6
			上記以外で 通院加療を要する	3
		障がい	身体障害者手帳 1 級、2 級 を所持している	10
			精神障害者保健福祉手帳 1 級 を所持している	
			療育手帳 A を所持している	
			身体障害者手帳 3 級 を所持している	7
			精神障害者保健福祉手帳 2 級 を所持している	
			療育手帳 B を所持している	
			身体障害者手帳 4 級、5 級、6 級 を所持している	3
			精神障害者保健福祉手帳 3 級 を所持している	
4	介護・看護	入院付き添い	1 月以上入院している親族の付き添いに常時あたっている	9
			1 月以上の居宅介護（看護）を要する同居親族の介護（看護）に常時あたっている（※1）	6
		居宅介護（看護）	（※1）の被介護（看護）者が、障害者手帳等を所持している場合	9
			（※1）の被介護（看護）者が、要介護度3以上の認定を受けている場合	
5	災害復旧	地震、火災、風水害等による被害の復旧にあたっている		10
6	求職活動	求職活動を継続的に行っている（起業準備を含む）		3
7	就学	大学、専門学校、職業訓練校などへ通学している（就学時間の区分による点数の別は「就労」に準ずる）		5～9
8	虐待・DV等	虐待やDVなどのおそれがある		10
9	育児休業	育児休業取得中に、すでに保育所等で保育を受けているきょうだいがいて、転園を希望する（※2）		3
		（※2）の転園が、地域型保育事業などの年齢による卒園がある保育所等からの卒園に伴うものの場合		9
10	その他	1～9のほか、それらに類するものとして市長が認める事由に該当する		3～10

《加点点数》 1～12は、転園（地域型保育事業などの年齢による卒園がある保育所等からの卒園に伴うものを除く）の場合は適用しない

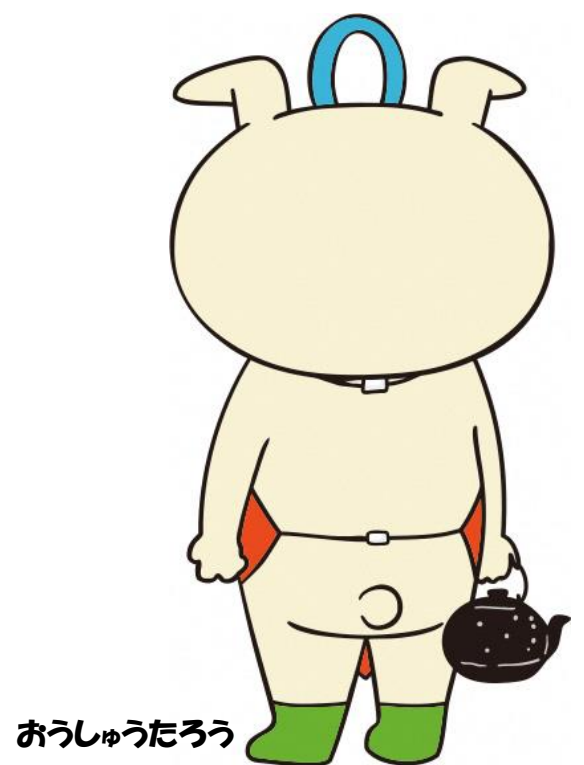
世帯の状況等		点数
1	（準）母子家庭、（準）父子家庭又は父母のいない児童が属する世帯	6
2	生活保護法による被保護世帯（保育所等への入所により、自立が見込まれる場合に限る）	6
3	世帯の生計中心者である保護者が失業し、保育所等への入所が早期就労のために必要と認められる場合（自発的失業は除く）	6
4	当該児童が虐待やDVなどを受けるおそれがあり、保育所等への入所による社会的養護が必要な場合	10
5	当該児童が障がいを有している場合	6
6	保護者のいずれか（または両方）が育児休業（または産前・産後休業）を取得しており、復職に伴い申し込みをする場合	3
7	きょうだいが在籍している保育所等に申し込みをする場合、または、同時に同じ保育所等に申し込みをする場合	9
8	当該児童が里親に委託されている場合	6
9	保護者のいずれか（または両方）が奥州市内の認可保育所等に勤務し、保育士等としての勤務実態がある場合	9
10	保護者のいずれか（または両方）が奥州市外の認可保育所等に勤務し、保育士等としての勤務実態がある場合	6
11	当該児童がいずれの認可保育所等にも在籍していない場合	9
12	地域型保育事業などの年齢による卒園がある保育所等で保育を受けており、その卒園に伴い申し込みをする場合	6
13	1～12のほか、優先保育を行う必要があると市長が認める場合	3～10

《減点点数》

世帯の状況等		点数
1	65歳未満の祖父母と同居しており、当該祖父母の保育を必要とする事由が確認できない場合	－3
2	保育料又は副食費について、市に対する6カ月分以上の滞納があり、誠意ある対応が認められない場合	－6

《同点優先基準》

世帯の状況等		順位
当該児童がいずれの認可保育所等にも在籍していない		1
地域型保育事業などの年齢による卒園がある保育所等で保育を受けており、その卒園に伴う申し込み		2
基本点数が高い		3
きょうだいが在籍している保育所等への申し込み、または、同じ保育所等への同時申し込み		4
保育を必要とする事由による順位（虐待・DV等 > 災害復旧 > 疾病・障がい > 就労 > 介護・看護 > 妊娠・出産 > 就学 > 育児休業 > 求職活動）		5
同居する小学生以下の児童の人数が多い		6
同居する18歳未満の子どもの人数が多い		7
65歳未満の祖父母と同居していない		8
継続している保留期間が長い		9
当該保育所等が所在する地域に住所がある（「水沢地域」、「江刺地域」、「前沢地域」、「胆沢地域」、「衣川地域」の別）		10
保護者の市民税所得割額の合算額が低い（参照する課税年度等は保育料と同様の取り扱い）		11



おうしゅうたろう